

正

証 拠 物 写

甲第1号証乃至甲第9号証

事件番号 令和5年(ワ)第 号

事 件 名 不当勧誘差止等請求事件

裁 判 所 札幌地方裁判所

当 事 者 原告 特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道

被告 株式会社FLLW

原本に基づき正写した

令和5年11月6日

原告訴訟代理人 弁護士 山 田 光 洋



履歴事項全部証明書

札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

会社法人等番号	4300-05-005201
名称	特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
主たる事務所	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
法人成立の年月日	平成20年4月22日
目的等	<p><u>目的及び業務</u> この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を推進し、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。</p> <p><u>活動の種類</u> この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。 (1) 消費者の保護を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p><u>事業の種類</u> この法人は、上記の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。 (1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を求める事業 (2) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に定められた被害回復関係業務を行う事業その他各種消費者被害の救済・支援事業 (3) 各種消費者問題の調査・研究事業 (4) 各種消費者問題に関する情報提供及び啓発事業 (5) 各種消費者施策に関する研究・提言事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>令和 1年 8月27日変更 令和 1年 9月 6日登記</p> <p><u>目的及び業務</u> この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を推進し、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。</p> <p><u>活動の種類</u> この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。 (1) 消費者の保護を図る活動</p>

	<p>(2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>事業の種類 この法人は、上記の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。 (1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を求める事業 (2) 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に定められた被害回復関係業務を行う事業その他各種消費者被害の救済・支援事業 (3) 各種消費者問題の調査・研究事業 (4) 各種消費者問題に関する情報提供及び啓発事業 (5) 各種消費者施策に関する研究・提言事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>令和 5年10月 1日変更 令和 5年10月 3日登記</p>	
役員に関する事項	<p>札幌市中央区北二条西二十四丁目2番12-305号 理事 松久三四彦</p> <p>札幌市中央区北二条西二十四丁目2番12-305号 理事 松久三四彦</p> <p>札幌市中央区北二条西二十四丁目2番12-305号 理事 松久三四彦</p> <p>札幌市中央区宮の森一条三丁目1番18-501号 理事 道尻豊</p> <p>札幌市中央区宮の森一条三丁目1番18-501号 理事 道尻豊</p> <p>札幌市中央区宮の森一条三丁目1番18-501号 理事 道尻豊</p>	<p>平成30年 6月16日就任 平成30年 9月25日登記</p> <p>令和 2年 6月24日重任 令和 5年10月 3日登記</p> <p>令和 4年 6月18日重任 令和 5年10月 3日登記</p> <p>平成30年 8月28日就任 平成30年 9月25日登記</p> <p>令和 2年 6月24日重任 令和 5年10月 3日登記</p> <p>令和 4年 6月18日重任 令和 5年10月 3日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>設立</p>	<p>平成20年 4月22日登記</p>



札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年10月24日

札幌法務局
登記官

星 庄 一



整理番号 ア9-9-6-8-10

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

消企画第 25 号

平成 22 年 2 月 26 日

札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 瀬川 信久 殿

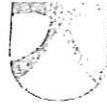
消費者庁長官

適格消費者団体として認定をした旨の通知書(通知)

貴法人から平成 21 年 11 月 27 日付けでされた消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 13 条第 1 項の認定を受けるための申請については、同条第 3 項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定をしたので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、通知する。

記

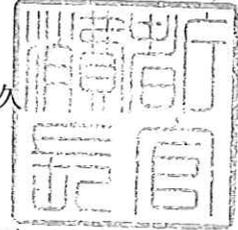
1. 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
2. 適格消費者団体の住所
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
3. 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
4. 認定をした日
平成 22 年 2 月 25 日



消 制 度 第 9 号
平成 25 年 2 月 22 日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 向田 直範 様

消費者庁長官
阿南 久



適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書 (通知)

貴法人から平成 24 年 12 月 10 日付けでされた消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第 17 条第 3 項の申請については、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同法第 17 条第 6 項の規定により準用する同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、通知する。

記

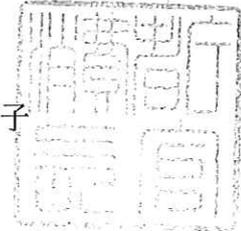
1. 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
2. 適格消費者団体の住所
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
3. 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
4. 認定の有効期間の更新をした日
平成 25 年 2 月 8 日
(更新後の認定の有効期間は、平成 25 年 2 月 25 日から起算して 3 年間)



消制度第19号
平成28年2月16日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 向田 直範 様

消費者庁長官 板東 久美子



適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)

貴法人から平成27年12月15日付けでされた消費者契約法(平成12年法律第61号)第17条第3項の申請については、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同条第6項の規定により準用する同法第16条第1項の規定に基づき、通知する。

記

1. 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
2. 適格消費者団体の住所
札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
3. 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
4. 認定の有効期間の更新をした日
平成28年2月16日
(更新後の認定の有効期間は、平成31年2月24日まで)

以上

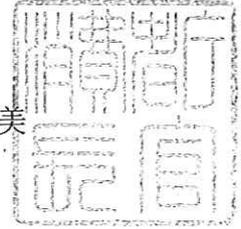


甲第 3 号証
の3

消制度第 39 号
平成 31 年 2 月 21 日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

消費者庁長官 岡村 和美



適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)

貴法人から平成 30 年 12 月 14 日付けでされた消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 17 条第 3 項の申請については、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同条第 6 項の規定により準用する同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
- 2 適格消費者団体の住所
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
- 3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
- 4 認定の有効期間の更新をした日
平成 31 年 2 月 20 日
(更新後の認定の有効期間は、平成 37 年 2 月 24 日まで)

以上

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号日宝恵比寿ビル403
株式会社FLW

会社法人等番号	0110-01-125699	
商号	株式会社FLW	
本店	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番14号千駄ヶ谷電子ビル2階西側室	
	東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号日宝恵比寿ビル403	令和 4年 6月17日移転 令和 4年 6月20日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成30年12月12日	
目的	1. <u>コンピューターシステムによる映像及び画像の企画、制作並びに販売</u> 2. <u>印刷物の企画、デザイン、編集、製作</u> 3. <u>イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作並びに販売</u> 4. <u>写真、ビデオ等の映像の企画及び撮影並びに編集</u> 5. <u>各種の写真撮影・製版、印刷、製本加工</u> 6. <u>ホームページの企画、制作、運営及び保守管理</u> 7. <u>広告デザイン、商業デザイン、工業デザイン、映像デザイン、環境デザイン及びインテリアデザインの企画、制作並びに販売</u> 8. <u>インターネットを利用した通信販売</u> 9. <u>写真のデジタル加工、編集及び販売</u> 10. <u>各種イベントの企画、制作、運営、管理</u> 11. <u>釣具、ヨット、サーフィン、潜水器材、キャンプ用品及びスポーツ用品の製造及び販売</u> 12. <u>飲食店の経営</u> 13. <u>上記各号に附帯関連する一切の事業</u>	
	1. <u>コンピューターシステムによる映像及び画像の企画、制作並びに販売</u> 2. <u>印刷物の企画、デザイン、編集、製作</u> 3. <u>イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作並びに販売</u> 4. <u>写真、ビデオ等の映像の企画及び撮影並びに編集</u> 5. <u>各種の写真撮影・製版、印刷、製本加工</u> 6. <u>ホームページの企画、制作、運営及び保守管理</u> 7. <u>広告デザイン、商業デザイン、工業デザイン、映像デザイン、環境デザイン及びインテリアデザインの企画、制作並びに販売</u> 8. <u>インターネットを利用した通信販売</u> 9. <u>写真のデジタル加工、編集及び販売</u> 10. <u>各種イベントの企画、制作、運営、管理</u> 11. <u>釣具、ヨット、サーフィン、潜水器材、キャンプ用品及びスポーツ用品</u>	

	の製造及び販売 1.2. 飲食店の経営 1.3. 土木・建築・リフォーム・外構及びエクステリアに関する工事業 1.4. 上記各号に附帯関連する一切の事業 令和 3年 4月23日変更 令和 3年 5月12日登記	
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10株	
資本金の額	金10万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 加藤 宙	令和 2年 4月22日就任
	札幌市中央区南十八条西十三丁目1番13号 代表取締役 加藤 宙	令和 2年 4月22日就任
登記記録に関する事項	令和3年1月4日札幌市中央区南一条東二丁目5-1MIIビル9階から本店移転 令和 3年 1月 7日登記	



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年10月26日
東京法務局渋谷出張所
登記官

神 田 正 廣



調査無料で成果報酬だから、安心・安全です!

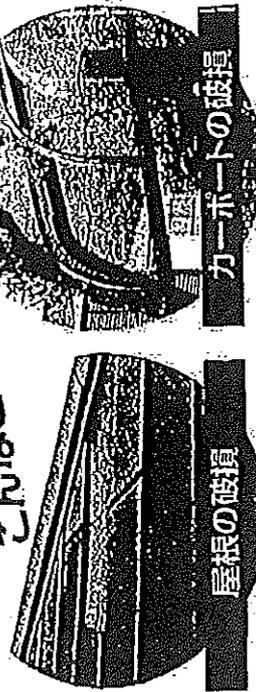
使い道は自由!

給付金には「損害保険金」と「費用保険金」があり、基本的に自然災害は損害保険金の対象となっています。

損害保険金というのは、損害(被害)の程度に応じて支払われる保険金であり、使用用途に制限がありません。

一方、費用保険金は、給付される用途が明確に決まっており、その費用を支払うために給付されるものです。ですから、火災保険で下りた給付金は将来の備えとして預金しても、生活費や趣味に使用してもOK!

こんなことにも使えます。

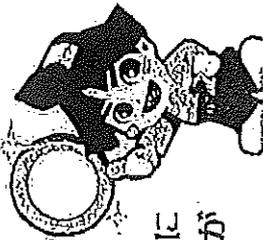


屋根の破損

カーポートの破損

申請期限は3年

火災・地震保険の申請期限は、台風・雪・ヒョウなどの災害が起きてから3年です。ただし、東日本大震災のような未曾有の震災においては、特別処置として時効が延長されています。



家調とお客様とのお約束

自然災害被害の判断は難しく、専門家もいなかったため、自然災害の被害の基準も曖昧でした。工務店やリフォーム業者等は、建物の構造には詳しいですが、災害による傷や保険申請等の経験が少なく、保険会社とお客様とのトラブルに対し、被害を正しく鑑定する事が求められています。家調は専門的知識をもって、災害被害と経年劣化の現状分析を調査をし、ホームドクターとして、お客様に寄り添える存在でありたいと思っています。

お客様が安心してご依頼できるよう家調は次のようにお約束します。

- 保険の規約に抵触する様な、保険の申請代行は一切行いません。
- 弁護士が行う代行行為や示談交渉のような非弁行為は一切行いません。
- 事故日の斡旋、被害状況の捏造、又は実態以上に申告するような虚偽行為のアドバイスは、一切行いません。
- 修理依頼の強制や、修理ありきの契約は一切行いません。



よくある質問 Q&A

火災保険の保険金を使わずに修理しなくても良いの?

火災保険は損害額に対して保険金を支払います。保険金は修理費用に対して支給されていないため、修理しなくても問題ありません。極端な話、旅行代や貯金に使っても問題ありません。そのお金で修理する修理しないはお客様の自由です! 支払保険会社は一切関知しません。

詐欺になるケースはある?

保険金の使い道は自由なので、保険金を修理費用以外に使っても詐欺には該当しません。ただし、旅行代や学費を欲しい為に、自ら被損させた場合等、虚偽報告をして保険金を請求したら「保険金詐欺」となります。

2年前の被害だけ対象となる?

火災保険の法的な申請期限は「3年」、保険の請求期限については保険法第95条において「保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第63条又は第92条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅する」と定められています。ただし、災害の規模によっては3年以上前の損害についても補償が受けられる特例措置が適用される可能性があります!

保険を使わずに、すでに修繕したものは対象にならない?

修繕が終わってしまっている場合も火災保険の請求ができます! 修繕工事を行う前と後の写真等、何点かの書類を揃えれば請求は可能です! 先ずはご相談を!

火災保険を使ったら保険金は上がるの?

何回申請しても料金は上がりません! 自動車保険等は等級制度がある事から、保険を使うと保険料が上がりますが火災保険には等級制度がない為、被害を受けた時に何回申請しても保険料が上がることはありません。

家内ネットワーク 保険金請求サポート業務委託契約書

申込日 2022年 5月 25日

この書面をよくお読みください。

お客様情報

委託者 [甲] HNCMIZO3HNOWEZO
Z0EHNO

フリガナ

名前



電話番号

現在住所

書類等
送付先住所

(現在住所と同じ)

生年月日

(大正)

平成

保険情報

保険会社

対象住所

契約者名

(フリガナ)

(氏名)

契約者から見た続柄

(本人) (配偶者) (父) (母) (子) (祖父) (孫) (兄弟) (その他)

免責額

円

保険会社

対象住所

契約者名

(フリガナ)

(氏名)

契約者から見た続柄

(本人) (配偶者) (父) (母) (子) (祖父) (孫) (兄弟) (その他)

免責額

円

お客様確認欄



契約条項・契約申込時確認シートに同意して契約を締結します。

契約内容

商品 (権利、役務) の種類 業務委託契約 商品の型式 家調保険金請求サポート契約 商品の数量 1契約

委託業務内容

- ・保険に加入した建物について、損害保険の適用対象の可能性のある損害の有無及び賠償の程度等の調査業務
- ・保険申請手続きのサポート、調査報告書・図面・見積書等の申請必要書類の用意、保険申請書類の記入方法のサポート、保険会社への対応方法のアドバイス及びサポート業務
- ・甲の要請があった場合、損害保険の対象となる損傷の修繕

報酬

保険金請求を行い保険金の支払いを受けた保険金総額の4.5% (税別)

支払い方法等

支払い期限・保険金の支払いを受けてから 7 日以内
 ※支払期限を過ぎた場合、年14.6%の遅延損害金が発生致します。
 支払い方法・乙指定口座への振り込み (手数料は甲の負担とする。)

注意事項

契約に関しては、見積書作成・図面作成等の申請に係る書類作成費用として解約時期に応じて解約手数料がかかります。
 契約開始後——保険会社へ事故申請書類送付後 10万円 (税別)
 保険会社へ事故申請書類送付後——給付金額確定前 20万円 (税別)
 給付金額確定後は本契約のサポート業務が終了していると見なし規定通りの手数料となります。

弊社情報

委託者 [乙] 株式会社 FLL

契約締結担当者

株式会社 入

社名: 株式会社 FLL

代表者: 代表取締役 加藤 宙

所在地: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-19-14 千駄ヶ谷電子ビル 2 階

(TEL) 03-8447-0814 (FAX) 03-8447-0815

宮野 至

頭書記載の甲と乙とは、以下の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(業務委託)

甲は、本契約に定める条件に従って、頭書に記載の委託業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条(代金の請求及び支払い)

甲は、頭書記載の乙の委託業務の報酬を頭書記載の方法で乙に支払う。

第3条(権利及び地位の承継等)

甲及び乙は、互いに相手方の事務の譲渡による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第4条(再委託)

乙は、委託業務の全部又は一部を、第三者に再委託する場合には、甲の承諾を得るものとする。

第5条(クーリングオフ)

1. 弊社がお客様に訪問販売又は電話勧誘販売の特定商取引法の適用を受ける販売行為等(業務委託行為を含みます。)を行った場合、お客様は本条に従い本契約の解除(「クーリングオフ」と呼びます)をすることが出来ます。
2. この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様は又印をもってクーリングオフができ、その効力は解除する旨の文書を送付したときから生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
 - (1) お客様が本契約を訂約用に行った場合や、お客様からのご請求によりご自宅までのお申し込み又はご契約を行った場合等、特定商取引法の適用を受けない場合
 - (2) 本契約に付随して売却した商品が消耗品で、購入した商品を使用した場合、又は3,000円未満の現金取引の場合。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために弊社が不要のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は逼迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、弊社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。
4. クーリングオフがされた場合、弊社は契約の解除に伴う損害賠償又は返金金の支払請求をすることがなく、すでに商品又は役務が提供されたときにおいても、弊社はお客様に提供した商品又は役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。また、既に引取しがなされている物がある場合はその引取りに要する費用を弊社が負担し、既に受領した金員がある場合はすみやかにその全額を無利息にて返還します。現状が変更された場合にはお客様は無料で元の状態にもどすよう弊社に請求することができます。

第6条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。)、顧客情報、企業情報、その他すべての情報(以下「秘密情報」という)を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。
2. 本条の秘密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたる反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができる。被った損害の賠償を請求することができる。

第8条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、通常生ずべき損害及び予見し、又は予見することができた特別の事情による損害について、損害を請求することができる。

第9条(契約の解除)

甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第10条(不可抗力免責)

天災地災、戦争、暴動内乱、法令の改廃制定、公権力による命令・処分、その他本契約当事者のいずれの責に帰し得ない事由による契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能が生じた場合には甲及び乙はその責を負わないものとする。

第11条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円滑に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

第12条(協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方同意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

令和5年10月12日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号

日宝恵比寿ビル403

株式会社FLW

代表取締役 加藤 宙 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろウビル3階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

電話 011-221-5884

FAX 011-221-5887

謹啓

当法人は消費者契約法13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社に対して、消費者契約法41条1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり、請求いたします。請求の趣旨及び紛争の要点の内容は本書面に記載の通りです。本書面が貴社に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、本請求に係る訴えを提起することができます。

本請求に対する貴社のご対応につきまして、本書面が貴社に到達した後1週間以内に当法人宛てに文書にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、本請求に対する貴社からの回答の有無及び回答内容は公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

当法人は、貴社（以下「被請求人」といいます。）に対して、大要、以下の請求をします。

- 被請求人は、消費者に対し、保険金請求サポート業務委託契約の締結について勧誘するに際し、「無料調査0円」など、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないと誤認させる内容を告げることを行ってはならない。



- 2 被請求人は、前項記載の内容が記載された書面及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。
- 3 被請求人は、消費者との間で、保険金請求サポート業務委託契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 4 被請求人は、前項の意思表示が記載された契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。

第3 紛争の要点

紛争の要点は、下記のとおりである。

記

第1点 被請求人による不当勧誘

1 被請求人が勧誘に使用しているチラシ

被請求人は、不特定多数の者に対し、保険金請求サポート業務委託契約の締結につき勧誘するに際し、「無料調査0円」と、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容が記載されたチラシを配布している。

2 被請求人の勧誘が消費者契約法4条1項1号に該当すること

(1) 契約後に解約すると少なくとも11万円の解約手数料が発生すること

保険金請求サポート業務委託契約書には、「契約内容」欄の注意事項において、「契約書締結後-保険会社へ事故申請書類送付前」の解約手数料は「10万円（税別）」であるとの記載がある。

かかる記載は、消費者が、契約締結後、被請求人による調査が行われる前の時点で解約したとしても、解約手数料として11万円（10万円及び消費税1万円の合計額）を支払う義務を負うことを示すものであり、実質的にみると、被請求人が行う調査につき11万円の費用を要するという事となる。

(2) そのため、上記1記載の、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がない旨の告知は、役務の対価に関し、明らかに事実と異なる告知であり、消費者契約法4条1項1号に該当する。

3 よって、原告は、被請求人に対し、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容を含む勧誘行為の差止を請求する。

第2点 不当な契約条項

1 被請求人が使用している契約書式及び契約条項

被請求人は、火災保険請求サポート業務委託契約を締結するに際して、不特定かつ多数の消費者との間で、「保険金請求サポート業務委託契約書」の書式を使用している。同書式の「契約内容」欄中の「注意事項」と記載された部分には、別紙契約条項目録記載の契約条項が含まれている。

2 別紙契約条項目録記載の契約条項が消費者契約法9条1項1号に違反すること



(1) 契約締結後、調査が行われる前の時点において事業者に損害は発生しないこと

火災保険請求サポート業務委託契約の締結後、被請求人による調査が開始される前の時点において被請求人には何らの損害も生じていないことは明白である。

(2) 他方、別紙契約条項目録記載の契約条項は、契約締結後に消費者が解約した場合、被請求人による調査が開始される前の解約であっても、消費者が11万円の解約手数料を支払う旨の条項である。

そのため、上記契約条項は、被請求人に生ずべき平均的損害を明らかに上回る違約金を請求する内容の条項であり、消費者契約法9条1項1号に違反することは明白である。

3 よって、当法人は、被請求人に対し、別紙契約条項目録記載の内容を含む意思表示の差止を請求する。



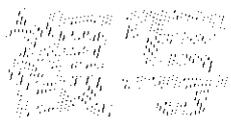
(別紙) 契約条項目録



(契約内容欄)

注意事項 解約に関しては、見積書作成・図面作成等の申請に係る書類作成費用として解約時期に応じて解約手数料がかかります。

契約書締結後一保険会社へ事故申請書類送付前 10万円(税別)



(付記)

差出人 〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦

受取人 〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿1丁目15番9号日宝恵比寿ビル403
株式会社FELW

代表取締役 加藤 宙殿



この郵便物は令和5年10月12日
第13382306910号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G00749886000100000 号



郵便はがき

甲第7号証

の2

0600004

通信事務郵便

渋谷郵便局

特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
理事長 松久三四彦

北海道札幌市中央区北四条西二丁目一五五
ほくろうビル3階

様



150 8799

231013019

544

契 12-18 印

郵便物等配達証明書 544

受取人の氏名	株式会社 FLLW 代表取締役 加藤宙 様
お問い合わせ番号	133-82-30691-0 号
<p>上記の郵便物等は、5年10月16日に配達しましたので、これを証明します。</p> <p>日本郵便株式会社 渋谷郵便局</p>	

付印
5.10.16
12-18

申 入 書

令和 5 年 3 月 1 3 日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号

日宝恵比寿ビル403

株式会社 FLLW

代表取締役 加藤 宙 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887



第 1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ [URL:<http://www.e-hocnet.info/>] をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な

回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「特例法」といいます。)に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続(共通義務確認訴訟・簡易確定手続等)の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

今般、消費者から当法人に対し貴社に関する情報提供がありました。当法人は、検討の結果、貴社に対して、下記の各点について申入れを行います。

記

第2 貴社に対する申入事項

1 貴社作成のウェブサイト (<https://iechou.com/>) 及び別添チラシ中の「無料調査0円」との記載につき、その使用を停止して、改訂されるよう申し入れます。

また、貴社が消費者に対し業務委託契約の締結について勧誘するに際し、上記記載と同趣旨のことを告げることを行わないよう申し入れます。

2 貴社が使用されている保険金請求サポート業務委託契約書のうち、契約締結後、保険会社へ事故申請書類を送付する前の時点において、10万円(税別)の解約手数料を定めている部分につき、使用停止又は修正を申し入れます。

また、貴社において建物の損害調査開始後、これが終了するまでの時点において、貴社に10万円(税別)以上の損害が発生していると主張される場合は、その根拠につきご回答ください。

第3 申入れの理由

1 申入事項1

(1) 貴社がウェブサイト及びチラシにおいて表示している、「無料調査0円」という表示は、消費者が、家屋の損害調査を依頼するに際して費用がかから

ないという趣旨であるとしか読み取ることができません。

(2) 他方、貴社が使用している保険金サポート業務委託契約書（以下「本件契約書」といいます。）によると、契約内容中の「注意事項」欄において、契約書締結後、保険会社へ事故申請書類送付前に解約を行った場合、10万円（税別）の解約手数料がかかるとの記載があります。これによると、もし仮に、消費者が調査のみが終了した時点で解約をした場合においても10万円（税別）の解約手数料が生じることとなります。

(3) また、もし仮に解約せず、委託業務が全て行われた場合は、本件契約書中の「報酬」欄において、報酬額を、保険金請求を行い保険金の支払いを受けた保険金総額の45%とする旨の記載があります。

この点につき、本件契約書中の「委託業務内容」欄には、「保険に加入した建物について、損害保険の適用対象の可能性のある損傷の有無及び損傷の程度等の調査業務」「保険申請手続きのサポート、調査報告書・図面・見積書等の申請必要書類の用意、保険申請書類の記入方法のサポート、保険会社への対応方法のアドバイス及びサポート業務」「甲の要望があった場合、損害保険の対象となる損傷の修繕」と記載されており、上記「報酬」欄では、特段上記各業務内容ごとの報酬額の記載がないことや、上記(2)記載の通り、損害調査のみが終了した後に解約した場合において解約手数料を請求していることからすると、調査業務においても無償で行っているとは到底言えず、有償で行っていると考えざるを得ません。

(4) 以上の通り、貴社が有償で行っている調査業務につき、あたかも無償で行っているかのごとく告げることは、消費者契約の締結について勧誘するに際し、重要事項につき不実告知を行い、消費者を誤認させるものであるから消費者契約法4条1項1号の「不実告知」に該当します。また、役務の価格を実際のものより著しく有利であると誤認させるものであるから、景品表示法30条1項2号の「有利誤認表示」に該当します。

(5) よって、申入事項1記載の通りの申入れを行います。

2 申入事項2

(1) 貴社が使用している保険金サポート業務委託契約書によると、契約内容中の「注意事項」欄において、契約書締結後、保険会社へ事故申請書類送付前に解約を行った場合、10万円（税別）の解約手数料がかかるとの記載があります。

(2) しかし、契約締結後、貴社において、建物の損害調査を行う前の時点においては、何らの業務が行われていないことから、貴社に損害が発生しないことは明白です。

(3) また、建物の損害調査を開始してから、これを終了するまでの時点において、貴社に10万円（税別）以上もの損害が発生するかにつき疑問がありますので、貴社においては、建物の損害調査が終了するまでの時点において、10万円（税別）の損害が生じる根拠につき、ご回答ください。

なお、上記1でも記載した通り、貴社が消費者を勧誘するため利用している、ウェブサイト及びチラシ上においては、いずれも「無料調査0円」との表示がなされています。そのため、貴社においては、無償で、建物の損害調査を行っているものと見受けられますので、貴社に10万円（税別）もの損害が生じているにもかかわらず、かかる金額の損害賠償請求を免除しているものとは考え難いものと思われまます。

(4) 上記の通り、少なくとも、貴社が建物の損害調査を開始する前の時点においては、貴社には損害が生じていないにもかかわらず、10万円（税別）の解約手数料を請求する上記条項は、貴社に生じる平均的損害を明らかに超えるものとなりますので、消費者契約法9条1号により無効となります。

また、損害調査開始後、これが終了する前の時点に関しても、上記(3)の通り、10万円（税別）以上の損害が貴社に生じているかにつき疑問があり、消費者契約法9条1号により無効となる可能性がありますので、かかる損害

が貴社に発生している根拠につきご回答ください。なお、令和5年6月1日施行予定の改正消費者契約法9条2項においては、消費者から説明を求められた場合に、事業者において違約金の算定根拠の概要を説明する義務が生じることとなりますので、この点を付言いたします。

(5) よって、申入事項2記載の通りの申入れを行います。

第4 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えを、令和5年4月10日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上

申入れに対する回答のお願い

令和5年5月9日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号 日宝恵比寿ビル403

株式会社 FLLW

代表取締役 加藤 宙 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887



当法人から貴社に対してお送りしました令和5年3月13日付け申入書に関し、
貴社からは本日までに書面による回答をいただいております。

つきましては、当法人は、貴社に対し、改めて本書をもって前記申入書記載の申
入事項及び申入れの理由についてのお考え、ご対応予定等を令和5年6月5日まで
に、当法人宛に文書にてご回答いただくことを求めます。

なお、貴社からのご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため
にホームページ等にて公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。